

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(税額が0円の方も含みます。)

※ 長 野 市 処 理 欄		済月	開始月	普徴期	入力	点検
年度	(退職等・一括徴収・転勤)					
年度	(退職等・一括徴収・転勤)					

[illegible][illegible]

2. 一括徴収の場合			
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ※死亡による退職の場合は普通徴収にしてください。	徴収予定月日
			徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
			月 日 円

左記の一括徴収した税額は、

右から
番号を
記入

月分（ 月 日納期分）で
納入します。

3. 普通徴収の場合		※長野市処理欄
理由	右から番号を記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所財政部市民税課特別徴収担当

御注意

2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3 転勤により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

4 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

5 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で送付願います。

6 新勤務先では「1. 特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

7 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。